



石垣市離島患者等に係る通院費等の 一部助成事業のご案内（18歳未満の児童用）

石垣市では本市以外（島外）の医療機関への通院治療を余儀なくされている18歳未満の児童の通院費等に係る経済的負担軽減のため通院費等の一部を助成しています。

1. 助成対象者 助成対象者は、次に該当する方。

※ただし、石垣市離島患者等に係る通院費等の一部助成金交付要綱の支給対象者を除きます。

- (1) 石垣市に住民登録のある18歳未満の児童（該当期間は18歳到達後最初の3月31日まで）
- (2) その原因となる疾病に関し本市以外の医療機関で通院治療等が必要と主治医が認めた方
- (3) 付き添いのために同行する方

※石垣市が同行を必要とすると認める場合、次の方のうち1名になります。ただし、航空運賃が発生しない児の場合は、同行者1名分のみ助成となります。

I. 親権者	II. 配偶者	III. 扶養義務者	IV. 後見人
V. 補佐人	VI. 補助人	VII. その他離島患者を現に監護する者	

(4) 患者等に付き添う医師

患者等の通院（渡航）に際し、医師の付き添いが必要と認められる場合

2. 申請方法 ※診療月より6か月以内の申請に限りますのでご注意ください。

受診後6か月以内に、必要書類を整えて健康福祉センターで申請してください（郵送等も可）。

申請書類は健康福祉センターや八重山病院地域連携センターで受け取ることもできます。また、石垣市ホームページからもダウンロードできます。

※石垣市健康福祉センター・受付可能時間：午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時15分

3. 助成金額

(1) 航空運賃 各年度の上限額 68,000 円

※ただし、1人1往復当たり助成上限額 17,000 円（片道のみ申請の場合は 8,500 円）

○航空運賃 17,000 円に満たない場合は、実際にかかった費用を助成します。なお、ホテルパック購入分も対象になりますが、マイレージやクーポンを利用して搭乗券等を購入した場合は対象外となります。

例 1	石垣⇄那覇（往復）	支払額が「24,000 円」の場合、助成額は「17,000 円」になります。
	石垣⇄那覇（往復）	支払額が「16,000 円」の場合、助成額は「16,000 円」になります。
例 2	石垣⇒那覇 or 那覇⇒石垣（片道）	支払額が「10,000 円」の場合、助成額は「8,500 円」になります。
	石垣⇒那覇 or 那覇⇒石垣（片道）	支払額が「8,000 円」の場合、助成額は「8,000 円」になります。

(2)宿泊費（治療の都合により、宿泊が必要であると認められる場合に限り。）

各年度の上限額 80,000 円

※ただし、1 人 1 泊当たり助成上限額は 5,000 円。なお、申請回数に制限はありません。

○宿泊費 1 泊分の上限額 5,000 円に満たない場合は、実際かかった費用を助成します。

例 1	宿泊費が「1 泊 8,000 円」の場合は、助成額「1 泊 5,000 円」になります。 宿泊費が「1 泊 4,500 円」の場合は、助成額「1 泊 4,500 円」になります。
-----	--

4. 必要書類

(1)石垣市 18 歳未満の児童等に係る通院費等助成申請書(様式第 1 号)

(2)助成金請求書(様式第 2 号)※請求額は内容に応じて変化しますので、記入しないでください。

(3)八重山圏域外の医療機関への治療等の必要性に係る意見書（様式第 3 号）

※ただし、「八重山圏域医療機関」か「沖縄県内医療機関」からの発行した意見書に限り。

※「疾病等名称」には診断日を必ず記入してください。

(4)委任状(助成対象者と申請者が異なる場合のみ)

(5)医療機関発行の「領収書」と「診療明細書」のコピー

(6)航空券の「領収書」と「搭乗券」か「搭乗証明書」のコピー

※航空券の控え等は、搭乗者名、搭乗日、区間、運賃等を証明するためにも必要です。

(7)宿泊費の「領収書」のコピー(該当する方のみ)

(8)宿泊理由記入書(該当する方のみ)

①診療開始・受付時刻が早いため前日に渡航が必要な場合

(例：受付・診療開始時刻が午前 8：00～10：00 頃か、空港から医療機関までの距離によります。)

②診療・会計終了時刻が遅くなり最終便に搭乗できない場合

(例：診療・会計終了時間が午後 4：00～7：00 頃か、空港から医療機関までの距離によります。)

③治療や検査等で体調を崩して、飛行機への搭乗ができない場合等

(9)その他必要書類

前述の(1)～(4)と(8)の様式は石垣市ホームページからダウンロードできます。

※その他必要書類等の記載事項について石垣市健康福祉センターまで確認をお願いします。

【問合せ先】石垣市 市民保健部 健康福祉センター

〒907-0004 石垣市字登野城 1357 番地 1 TEL:0980-88-0088